

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋低電導度廃液サンプポンプ(B,D)において、制御回路不良(交互運転しない)が認められたため、制御回路を点検補修。	D	
2	2号機	主復水器連続洗浄装置(A系)貝・ボール分離装置電磁バント弁(A)にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
3	2号機	タービン建屋高電導度廃液サンプ(A)出口流量計点検において、計器の不具合(精度ずれで調整できない)が認められたため、当該計器を交換。	D	
4	2号機	タービン建屋化学廃液サンプ出口流量計点検において、計器の不具合(精度ずれで調整できない)が認められたため、当該計器を交換。	D	
5	2号機	主復水器連続洗浄装置(B系)貝・ボール分離装置電磁バント弁(E)にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
6	2号機	タービン建屋スチームドレンサンプ出口流量計点検において、計器の不具合(精度ずれで調整できない)が認められたため、当該計器を交換。	D	
7	2号機	タービン建屋トレンチ内スチームドレンサンプ出口流量計点検において、計器の不具合(精度ずれで調整できない)が認められたため、当該計器を交換。	D	
8	2号機	原子炉建屋付属棟低電導度廃液サンプ(B)出口流量計点検において、計器の不具合(精度ずれで調整できない)が認められたため、当該計器を交換。	D	
9	2号機	原子炉建屋付属棟スチームドレンサンプ(A)出口流量計点検において、計器の不具合(精度ずれで調整できない)が認められたため、当該計器を交換。	D	
10	2号機	原子炉建屋付属棟高電導度廃液サンプ(A)出口流量計点検において、計器の不具合(精度ずれで調整できない)が認められたため、当該計器を交換。	D	
11	3号機	補機冷却海水系熱交換器(A)貝殻除去装置出入口差圧発信器点検時、計器元弁においてシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
12	3号機	熱交換器建屋1階ケーブルトレイにおいて、トレイカバー押さえボルト及びカバーの脱落が認められたため、当該箇所を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	定期事業者検査「蒸気タービン設備検査(その1)」成績書において、誤記(検査工程表の検査実施日)が認められたため、当該箇所を訂正。	D	
14	1.2号廃棄物処理設備	換気空調系廃棄物処理建屋サービス区域送風機(B)点検時、入口ダンパを閉できない(開状態で固着)状態が認められたため、当該ダンパを点検。	D	
15	3.4号廃棄物処理設備	プラスチック固化系固化処理作業時、固化処理装置の計量ホッパ粉体重量計の指示不良(変動し安定しない)が認められたため、当該重量計を点検補修。	D	
16	3.4号廃棄物処理設備	プラスチック固化系固化処理作業時、固化処理装置の計量ホッパ出口弁の動作不良(弁駆動電動機は回転しているが弁体動かない)が認められたため、当該弁を点検補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉の停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ

電話 0240-30-7802